

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（1号機原子炉建屋大型カバー付帯設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和3年10月27日（水）10時05分～11時15分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
久川係員、高木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当3名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（1号機原子炉建屋大型カバー付帯設備の設置）について、資料に基づき以下の説明があった。
 - 換気設備他の設置目的について
 - ◇ 大型カバー内の放射性物質の放出抑制に関する考え方として、大型カバー可動屋根開放時には、ガレキ撤去等の放射性物質を含むダストが発生するおそれのある作業は実施しない旨、注記を追加した。
 - 換気設備の風量設定について
 - ◇ 設定風量で換気した場合、大型カバー内の実際の温度は、設計用外気温度（29.7℃）及び大型カバー内の機器等の熱負荷に加えて、大型カバー屋根や壁面からの熱負荷を考慮した結果、約34℃まで上昇すると想定している。
 - 非常用注水設備の代替手段の概要について
 - 措置を講ずべき事項への適合性
 - 【②自然現象に対する設計上の考慮】
 - ◇ 本申請で設置する換気設備については、「令和3年2月13日の福島県沖の地震を踏まえた東京電力福島第一原子力発電所の耐震設計における地震動とその適用の考え方」を適用した場合でも、Cクラス（敷地周辺の公衆被ばく線量 $\leq 50 \mu\text{Sv}$ ）と評価している。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、
 - 換気設備他について、確定仕様や要求仕様等を整理して次回補正申請時に合わせて示すこと。
 - 換気設備の設定風量が、大型カバー内の機器の故障等、緊急時に作業員が出入りするにあたって必要な温度や酸素濃度等の環境条件を満足した値であるか示すこと。
 - 大型カバー設置完了後のコンクリートポンプ車の位置付けを明確に示すとともに、大型カバー設置完了後の非常用注水設備の代替手段については、信頼性向上のためとした設備も含めて、消防車等を用いた直接注水手段の内容を整理して示すこと。
 - 本申請で設置する換気設備の耐震クラス分類をCクラスと評価するに至った、機能喪失時における公衆被ばく線量評価についての条件や解析等の詳細を示すこと。

等を求めた。

6. その他

資料：1号機大型カバー換気設備他の設置について